

(中国本土) 各種優遇税制の延長措置

2023年8月に、複数の優遇税制の延長措置が公布されました。これらの公告により、日系企業に対して影響の大きい、外国籍者に対する各種手当に関する個人所得税の優遇税制についても延長されることとなります。各優遇税制の内容及び延長期間についての詳細は、以下をご覧ください。

1. 外国籍者手当に関する個人所得税に関する公告（財政部 税務総局公告 2023 年第 29 号）
 - i. 外国籍の個人が居住者の条件に合致する場合、個人所得税専門附加控除を享受するか、『財政部 国家税務総局の個人所得税若干政策問題に関する通知』（財税字〔1994〕020 号）、『外国人個人の手当の取得に関する個人所得税の徴収・免除の執行問題に関する国家税務総局の通知』（国税発〔1997〕54 号）と『財政部 国家税務総局の外国人個人の香港・マカオ地区住宅取得などの手当による個人所得税の徴収に関する通知』（財税〔2004〕29 号）に規定される住宅手当、語学訓練費、子女教育費などの免税優遇政策を享受することができる。但し、同時に享受してはならない。外国籍の個人は上記 1 つを選択した場合、納税年度内に変更してはならない。
 - ii. 本公告は 2027 年 12 月 31 日まで執行する。

【専門附加控除と免税優遇項目】

専門附加控除	外国籍者手当の優遇免税項目
子女教育費	住宅手当、食事手当、洗濯手当
住宅ローン利息または住宅家賃	引っ越し手当
継続教育費	出張手当
重大医療費	ホームリーブ手当
高齢者扶養費	語学訓練手当、子女教育手当

※各専門附加控除は金額上限があるため、一般的に駐在員は優遇免税項目を選択した方が有利となります。

2. 年1回賞与に関する個人所得税に関する公告（財政部 税務総局公告2023年第30号）
 - i. 居住者である個人が年1回性賞与を取得し、『国家税務総局の個人取得年1回性賞与の調整等に関する個人所得税の計算徴収方法問題に関する通知』（国税発〔2005〕9号）の規定に合致する場合、その年の総合所得に組み込まず、年1回性賞与を12ヶ月で割った金額を、本公告に添付された月換算後の総合所得税率表に基づき、適用税率と速算控除数を決定し、単独で税金を計算する。計算式は次のとおりである。

$$\text{課税額} = \text{年1回性賞与収入} \times \text{適用税率} - \text{速算控除数}$$

- ii. 居住者である個人が年1回性賞与を取得する場合、その年度の総合所得計算納税に組み込むことができる。
- iii. 本公告は2027年12月31日まで執行する。



3. 設備及び器具の企業所得税控除に関する公告（財政部 税務総局公告 2023 年第 37 号）
 - i. 企業が 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に新たに購入した設備、器具の 1 単位あたりの価値が 500 万元を超えない場合、一度に当期費用に計上され課税所得額を計算する際に控除し、年度ごとに減価償却費を計上しないことを許可する。単位あたりの価値が 500 万元を超えた場合、企業所得税法实施条例、『財政部国家税務総局固定資産減価償却加速企業所得税政策の整備に関する通知』（財税〔2014〕75 号）、『財政部国家税務総局固定資産減価償却加速企業所得税政策の更なる整備に関する通知』（財税〔2015〕106 号）などの関連規定に従って執行する。
 - ii. 本公告でいう設備、器具とは、家屋、建築物を除く固定資産を指す。

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号 華潤大廈 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-2213-8278 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大廈 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。